

# 水質異常事態における緊急措置等に関する要綱

(平成15年6月13日15川水工水運第88号)

(目的)

第1条 この要綱は、水質汚染に係る監視及び水質異常事態（水質汚染が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合又は水質に係る事故が発生した場合をいう。以下同じ。）における緊急措置を定めることにより、水質汚染の発生を迅速に把握するとともに、水質異常事態において的確な対応を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒物 農薬等有機リン剤、青酸化合物、有機水銀その他の急性中毒を生させる毒物をいう。
- (2) 臭気 生物、化学物質、油脂、汚水その他の異臭発生物質に起因する臭いをいう。
- (3) 病原微生物 クリプトスポリジウム、ジアルジアその他の原虫類を含む病原性の微生物をいう。
- (4) 水質汚染 毒物、臭気又は病原微生物による汚染をいう。

(水質汚染の監視)

第3条 水質汚染の発生を把握するための監視場所、監視内容及び監視対象は次のとおりとする。

監視場所	監視内容	監視対象	備考
谷ヶ原取水所	毒物	相模川水系の原水	横浜市が監視

長沢浄水場	毒物	相模川水系の原水 及び浄水	
	臭気	相模川水系の原水	
	病原微生物	相模川水系の原水	

(監視方法)

第4条 毒物監視は毎日1時間ごと及び臭気監視は毎日3時間ごとに行い、病原微生物監視は定期的に検査を行うものとする。ただし、谷ヶ原取水所の毒物監視については、この限りでない。

(水質異常事態の措置)

第5条 水質異常事態においては、関係課等は、その汚染状況に応じ必要な措置を講じるとともに、関係者に必要な情報を迅速に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡は、別に定める危機事象別連絡体制のうち水質事故関係の連絡網及び連絡体制に基づき行う。

(緊急停止等の措置を講じる水質汚染等)

第6条 水道系において、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、取水又は給水の緊急停止を講じるものとする。

2 水源又は取水若しくは導水の過程にある水において次に掲げる変化を生じている場合で、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表中、1の項から31の項までの項目（以下「省令の項目」という。）の基準値の超過が見込まれ、これにより人の健康を害するおそれがあるときは、取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止する。

(1) 不明の原因によって色又は濁りに著しい変化が生じている場合

(2) 臭気又は味に著しい変化が生じている場合

(3) 多数の魚が死んで浮上している場合

3 前2項の規定にかかわらず、省令の項目のうち、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されている項目については、水質事故等により、浄水中の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合であっても、水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について（平成28年3月31日付け生食水発0331第3号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）に基づく給水の継続（以下「摂取制限を伴う給水継続」という。）を行うことができる。

4 省令の表中、32の項から51の項までの項目が基準値を超過した場合は、直ちに原因究明を行い、当該項目に係る低減化対策を実施して基準を満たす水質を確保する。

5 前項に規定する場合において、次に掲げる各号のいずれかの項目の基準値を超過したときは、第1項の規定に準じて適切に対応する。

(1) 色度、濁度その他の省令の項目の基準値の超過の可能性を示す項目

(2) 銅その他の過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれがある項目

6 工業用水道系については、水道系に準じ、その都度措置の内容を決定する。

（水道技術管理者の指示）

第7条 前条の規定による取水若しくは給水の停止又は摂取制限を伴う給水継続は、水道技術管理者の指示により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 前項に規定する指示は、別表のとおり行うものとする。

（広報）

第8条 水質異常事態においては、その旨を関係者に周知しなければならない。

（水道部対策会議）

第9条 水道技術管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道部対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することができる。

（1）次のア又はイのいずれかで水質汚染物質又はクリプトスポリジウムその他の塩素耐性病原微生物が検出された場合

ア 相模川水系又は酒匂川水系から取水している他事業体の原水又は浄水（神奈川県内広域水道企業団から供給される水道用水を除く。）

イ 本市における原水

（2）本市内において、水道水に起因することが疑われる集団下痢症患者が発生した場合

（3）水質項目の監視によって長沢浄水場水安全計画に定める管理基準を逸脱していることが判明し、同計画に定める管理基準を逸脱した場合の対応を行ったにもかかわらず改善が見られない場合。ただし、次条に定める上下水道局対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する場合を除く。

（4）その他水道技術管理者が必要と認める場合

2 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）情報収集に関すること。

（2）対策本部の設置の要請に関すること。

（3）浄水処理に関すること。

（4）水運用に関すること。

（5）広報に関すること。

（6）その他必要となる事項

3 対策会議は、水道技術管理者、水道部長、水道管理課長、第1配水工事事務所長、水管理センター所長、水管理センターの水道水質担当の担当課長、水運用センター所長、長沢浄水場長及び浄水課長をもって構成する。

4 対策会議は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる

。

5 対策会議の事務局は、水道管理課に置く。

(対策本部)

第10条 上下水道事業管理者は、第6条に定める事態が懸念される場合及び水質汚染物質又はクリプトスポリジウムその他の塩素耐性病原微生物が本市における浄水から検出された場合その他の場合で必要と認めるときは、対策本部を設置することができる。

2 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 情報収集に関すること。

(2) 広報に関すること。

(3) 市長への報告に関すること。

(4) 国土交通省、県内各事業者、県健康医療局及び市健康福祉局等との連絡調整に関すること。

(5) 水運用に関すること。

(6) 第7条の規定による水道技術管理者の取水若しくは給水の停止又は摂取制限を伴う給水継続の指示に関すること。

(7) 浄水処理に関すること。

(8) 送水管及び配水管の洗浄に関すること。

(9) 応急給水に関すること。

(10) その他必要となる事項

3 対策本部の組織は、上下水道局防災計画で定める上下水道部本部会議に準じるものとする。

4 対策本部の事務局は、経営戦略・危機管理室に置く。

(訓練)

第11条 この要綱の規定に基づく水質異常事態への対応を円滑に行うため、毎

年1回以上訓練を実施するものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成15年6月13日から施行する。

2 毒物等汚染監視と水質異常事態における措置要領（平成6年6川水浄水第74号）は廃止する。

附 則（平成18年3月31日17川水工水運第945号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日18川水工水運第1104号）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月9日19川水工水運第690号）

この要領は、平成19年10月11日から施行する。

附 則（平成21年3月31日20川水工水運第1277号）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水工水運第1198号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22川水工水運第1219号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23川上水水運第1203号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28川上水水運第830号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29川上水水運第780号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 3 0 日 2 川上水水運第 3 7 4 号）

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日 2 川上水水運第 7 4 4 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 1 日 4 川上水管第 3 6 7 号）

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日 5 川上水管第 5 9 7 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

